

祝　　辞

（令和四・十・十三　国立劇場）

調停制度施行百周年・日調連創立七十周年記念式典）

本日、ここに、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、調停制度施行百周年及び日本調停協会連合会創立七十周年の記念式典が挙行されるに当たり、お祝いの言葉を申し上げます。

本年は、大正十一年十月一日に借地借家調停法が施行され、我が国に調停制度が創設されてから百年という記念すべき年に当たります。発足から百年の間、調停制度は、その時々の社会の要請や利用者のニーズに応えて発展を遂げ、国民にとつて身近で利用しやすい制度として定着しています。

また、日本調停協会連合会は、昭和二十七年に創立されて以来、調停制度の普及と調停委員の資質の向上に大きく寄与してこられました。本年、調停制度の施行百周年と時を同じくして、日本調停協会連合会が創立七十周年を迎えたことは、誠に御同慶に堪えません。

話合いにより実情に即した紛争解決を図るという調停制度は、我が国の国民性や法意識にかなうものといえますが、これまで調停制度が広く国民に受け入れられてきたのは、制度の本質を活かし、当事者にとつてより良い調停の運営と調停制度の発展のため献身的な努力を続けてこられた調停委員及び関係者の皆様の並々ならぬ熱意のたまものにほかなりません。皆様の長年にわたる御努力と御献身に対し、心から敬意と謝意を表する次第です。

国民の価値観の多様化及び法的意識の高まりの一層の進展や、デジタル技術の国民生活への浸透に伴い、調停による紛争解決に対する利用者の意識も変化しています。裁判所としても、変わりゆく社会の要請や利用者のニーズを的確に捉え、納得性の高い調停を実現するため、引き続き、皆様とともに力を尽くしてまいる所存ですので、今後とも、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

調停制度の更なる発展と日本調停協会連合会の益々の御隆盛を祈念して、祝辞といたします。

令和四年十月十三日

最高裁判所長官　戸　倉　三　郎